

奈良市企業局建設工事施工体制点検特別立入調査実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）に基づき、奈良市企業局が発注する建設工事（以下「工事」という。）の工事現場への施工体制点検特別立入調査（以下「立入調査」という。）の実施に関して必要な事項を定め、工事の監督員が行っている施工体制の点検を補完し、更なる工事現場の適正な施工体制の確保を図り、良質な公共事業の推進及び不良不適格業者の排除を目的とする。

(立入調査実施体制)

第 2 条 立入調査は、水道計画課長が指名する複数の水道計画課職員（以下「調査員」という。）が行うものとする。

(対象工事)

第 3 条 立入調査の対象は、主として次の各号に掲げる工事から抽出するものとする。

- (1) 請負金額が 800 万円以上の工事
- (2) 奈良市企業局建設工事低入札価格調査制度試行要領に規定する低入札価格調査を経て契約を締結した工事
- (3) 建設業法、建設工事請負契約書等に違反の疑いのある工事その他特に必要と認められる工事

(立入調査の方法)

第 4 条 第 2 条に規定する調査員は、次に掲げるところにより、当該工事現場で立入調査を実施するものとする。

- (1) 施工体制及び施工状況について立入調査実施書に記載の調査項目の事項により行う。
- (2) 立入調査の実施日を当該工事の受注者に通知しないで行う。
- (3) 監督員に立入調査の立会を求めることができる。
- (4) 監督員に施工体制台帳その他立入調査に必要な関係図書の提示を求めることができる。
- (5) 1 つの工事において、複数回の立入調査を実施することができる。

(立入調査の報告)

第 5 条 調査員は、立入調査の結果を立入調査実施報告書により水道計画課長に報告するものとする。

2 水道計画課長は、前項の報告に基づき監督員に立入調査結果通知書により通知するものとする。

(改善措置)

第 6 条 監督員は立入調査の結果、改善すべき事項があった場合には、受注者に対して立入調査実施通知書による改善指示を行ったうえ、適切な施工体制の確保を指導するものとする。

2 受注者は、前項の指示に基づき行った改善結果について、監督員に改善結果報告書により報告するものとする。

3 監督員は、前項の報告を受けたときは改善結果を確認したうえ、その結果について改善確認報告書により水道計画課長に報告するものとする。

(再調査)

第 7 条 調査員は、改善すべき事項があった場合は再度立入調査を行い、その結果を第 5 条第 1

項の規定により報告するものとする。

(改善結果の報告)

第8条 水道計画課長は、調査員から前条の規定による報告を受けたときは、改善結果通知書により監督員に通知するものとする。

(工事成績評定への反映)

第9条 監督員は、第6条第1項の規定による改善指示を行った場合には、奈良市企業局建設工事成績評定要綱（奈良市企業局告示42号）に基づく成績採点に適切に反映させるものとする。

(その他の措置)

第10条 水道計画課長は、第6条第1項の指示の改善が行われない場合において、奈良市企業局建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領の適用が相応とする場合には奈良市企業局入札参加者等審査会に通知するものとする。

2 正当な理由が無く、立入調査を拒否した場合は、建設業法第二十八条第3項により、監督処分等の対象とするものとする。

(様式)

第11条 この要領について必要な様式は、別に定める。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年11月1日から施行し、同日以後に締結する建設工事請負契約に係る工事について適用する。

附 則（60の2）

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、下水道事業に係る立入調査の対象工事については、改定後の奈良市企業局建設工事施工体制点検特別立入調査実施要領（奈良市企業局内規第60号）の規定にかかわらず、奈良市建設工事施工体制点検特別立入調査実施要領の規定を適用する。

附 則（60の3）

(施行期日)

1 この要領は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に締結をした工事請負契約に係る工事については、なお従前の例による。

附 則（60の4）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（60の5）

この要領は、平成31年4月1日から施行する。